



山形県公報

平成20年9月30日(火)
第1981号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則.....(生活安全調整課)...1285  
 山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則.....(産業政策課)...1286  
 山形県財務規則の一部を改正する規則.....(出納局)...同

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人事課)...同  
 昭和39年4月県訓令第12号(物品の分類基準の指定)の一部を改正する訓令.....(出納局)...1287

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程.....(児童家庭課)...同  
 土地改良事業の計画変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(森林課)...1288

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程.....(病院事業局)...同

### 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表.....(人事課)...1289  
 大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...1314  
 屋外広告物講習会の実施.....(管理課)...同  
 監査結果の公表.....(監査委員)...1315  
 監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(同)...1319  
 一般競争入札の公告.....(公安委員会)...1320

## 規 則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第83号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則(平成19年3月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号チ及びリを次のように改める。

- チ 株式会社商工組合中央金庫
- リ 株式会社日本政策金融公庫

第2条第1号中又及びルを削り、ヲを又とし、ワをルとする。

附則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第84号

山形県信用保証協会検査規則の一部を改正する規則

山形県信用保証協会検査規則（昭和30年9月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第85号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第144条第2号口に次のように加える。

（ハ）地方法人特別税に係る徴収金 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第10条の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした地方法人特別税に係る徴収金

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第3号イ及び二中「差押現金」を「地方法人特別税に係る徴収金、差押現金」に改め、同表第3項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「差押現金」を「地方法人特別税に係る徴収金、差押現金」に改め、「第5項及び第6項」を削り、同表第5項出納員に委任する事項の欄第1号イ中「及び受託徴収金等」を「、受託徴収金、県民税及び市町村民税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金」に改め、同号ホ中「歳出、」を「歳出並びに」に、「及び受託徴収金等」を「、受託徴収金、県民税及び市町村民税に係る徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金」に改め、同表第6項出納員に委任する事項の欄イ中「及び受託徴収金等」を「、受託徴収金、差押現金、債権差押えに係る取立金、差押物件公売代金並びに交付及び配当の要求に係る配当金」に改める。

附則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

## 訓 令

山形県訓令第29号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年9月30日

山形県知事 齋藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化環境部の項みどり自然課の項温泉法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「許可」を「土地の掘削の許可」に改め、同欄第2項中「第6条第1項」を「第7条の2第1項」に、「許可を受けた地位の承継の承認」を「掘削のための施設等の変更の許可等」に改め、同欄第3項を削り、同欄第4項中「許可」を「増掘又は動力の装置の許可」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄に次の2項を加える。

4 第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可に関すること。

5 第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可に関すること。

別表第2農林水産部の項部内の共通専決事項の項中「農林漁業金融公庫に」を「株式会社日本政策金融公庫の農林水産事業に」に、「農林漁業金融公庫との」を「株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部との」に改める。

別表第3産業経済部の項産業経済部共通の項中「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」を「株式会社日本政策金融公庫農林水産事業融資調査委嘱規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

山形県訓令第30号

庁 中  
公 所

昭和39年4月県訓令第12号（物品の分類基準の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

物品分類基準の表中

|   |  |  |        |                                                                                            |   |   |
|---|--|--|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 「 |  |  | 視聴覚用品類 | 各種楽器、映写機、幻灯機、映写幕、映画フィルム（16ミリメートル以上）地球儀、蓄音機、テレビジョン、テープレコーダー、マイクロホン、拡声機、増幅器、タイトル撮影装置、電気メガホン等 | 」 | を |
|   |  |  | 「      |                                                                                            |   |   |
|   |  |  | 楽器類    | 各種楽器                                                                                       |   |   |

告 示

山形県告示第836号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.90パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年9月10日から適用する。
- 平成20年9月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 土地改良事業を行う者の名称  
富並川伊蔵堰土地改良区（維持管理事業）

## 2 認可年月日

平成20年9月22日

## 3 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第838号

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林整備活性化資金利子補給補助金交付規程（平成8年3月県告示第218号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月30日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び汚物等処理作業手当」を「、汚物等処理作業手当及び分べん介助手当」に改める。

第12条第1項中「及び汚物等処理作業従事職員特殊勤務実績簿」を「、汚物等処理作業従事職員特殊勤務実績簿及び分べん介助業務従事職員特殊勤務実績簿」に改める。

第18条を次のように改める。

（分べん介助手当）

第18条 分べん介助手当は、病院に勤務する医師が、正規の勤務時間（病院給与条例第14条第3項に規定する休日等（次条において「休日等」という。）に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間に分べん介助の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務1回につき10,000円（管理者が別に定める業務に従事した場合にあっては、20,000円）とする。

第19条中「病院給与条例第14条第3項に規定する」及び「（以下この条において「休日等」という。）」を削る。

第21条第2号中「及び緊急呼出救急業務等手当」を「、緊急呼出救急業務等手当及び分べん介助手当」に改める。

第23条中「時間外勤務手当」を「分べん介助手当、時間外勤務手当」に改める。

別記様式の注書中「以外の」を「及び分べん介助手当以外の」に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

## 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成19年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

#### (1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から「山形県行財政改革大綱」に基づき、また平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

#### イ 職員数の状況

各年4月1日現在（人）

（人）

| 区 分           | 平成18年度 | 平成19年度 | 増 減 | （参考）   |             |
|---------------|--------|--------|-----|--------|-------------|
|               |        |        |     | 平成10年度 | 19年度 - 10年度 |
| 知事部局          | 7,384  | 7,271  | 113 | 7,898  | 627         |
| 一般会計          | 4,753  | 4,676  | 77  | 5,229  | 553         |
| 企業特別会計        | 170    | 166    | 4   | 186    | 20          |
| 病院事業特別会計      | 2,461  | 2,429  | 32  | 2,483  | 54          |
| 議会事務局         | 31     | 31     | 0   | 33     | 2           |
| 選挙管理委員会事務局    | 4      | 4      | 0   | 4      | 0           |
| 監査委員事務局       | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 人事委員会事務局      | 16     | 16     | 0   | 16     | 0           |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 1      | 1      | 0   | 2      | 1           |
| 警察本部          | 2,323  | 2,319  | 4   | 2,247  | 72          |
| 警察官           | 1,967  | 1,967  | 0   | 1,867  | 100         |
| その他           | 356    | 352    | 4   | 380    | 28          |
| 教育委員会         | 11,652 | 11,534 | 118 | 12,482 | 948         |
| 教育庁           | 291    | 295    | 4   | 338    | 43          |
| 小・中学校         | 7,771  | 7,708  | 63  | 8,331  | 623         |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 222    | 850    | 17  | 229    | 64          |
| 特別支援学校（養護学校）  | 645    |        |     | 557    |             |
| 高等学校          | 2,723  | 2,681  | 42  | 3,027  | 346         |
| 合 計           | 21,427 | 21,192 | 235 | 22,698 | 1,506       |

（注）企業管理者、病院事業管理者を除きます。

□ 採用者数の状況 (人)

| 区 分           | 平成18年度 | 平成19年度 | 増 減 |
|---------------|--------|--------|-----|
| 知事部局          | 191    | 175    | 16  |
| 一般会計          | 79     | 53     | 26  |
| 企業特別会計        | 2      | 0      | 2   |
| 病院事業特別会計      | 110    | 122    | 12  |
| 議会事務局         | 0      | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局       | 0      | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局      | 0      | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 0      | 0      | 0   |
| 警察本部          | 84     | 79     | 5   |
| 警察官           | 75     | 72     | 3   |
| その他           | 9      | 7      | 2   |
| 教育委員会         | 134    | 109    | 25  |
| 教育庁           | 7      | 2      | 5   |
| 小・中学校         | 63     | 53     | 10  |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 3      | 12     | 5   |
| 特別支援学校（養護学校）  | 14     |        |     |
| 高等学校          | 47     | 42     | 5   |
| 合 計           | 409    | 363    | 46  |

（注）再任用職員を除きます。

八 退職者数の状況 (人)

| 区 分           | 平成18年度 | 平成19年度 | 増 減 |
|---------------|--------|--------|-----|
| 知事部局          | 294    | 396    | 102 |
| 一般会計          | 147    | 185    | 38  |
| 企業特別会計        | 4      | 7      | 3   |
| 病院事業特別会計      | 143    | 204    | 61  |
| 議会事務局         | 2      | 1      | 1   |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0      | 0   |
| 監査委員事務局       | 0      | 3      | 3   |
| 人事委員会事務局      | 1      | 0      | 1   |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 0      | 0      | 0   |
| 警察本部          | 99     | 111    | 12  |
| 警察官           | 85     | 100    | 15  |
| その他           | 14     | 11     | 3   |
| 教育委員会         | 266    | 336    | 70  |
| 教育庁           | 8      | 12     | 4   |
| 小・中学校         | 136    | 181    | 45  |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 9      | 21     | 12  |
| 特別支援学校（養護学校）  | 24     |        |     |
| 高等学校          | 89     | 122    | 33  |
| 合 計           | 662    | 847    | 185 |

（注）再任用職員を除きます。

二 再任用者数の状況

（人）

| 区 分           | 平成18年度 |     | 平成19年度 |     |
|---------------|--------|-----|--------|-----|
|               | フルタイム  | 短時間 | フルタイム  | 短時間 |
| 知事部局          | 33     | 0   | 27     | 2   |
| 一般会計          | 29     | 0   | 23     | 2   |
| 企業特別会計        | 0      | 0   | 1      | 0   |
| 病院事業特別会計      | 4      | 0   | 3      | 0   |
| 議会事務局         | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 選挙管理委員会事務局    | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 監査委員事務局       | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 人事委員会事務局      | 0      | 0   | 0      | 0   |
| 海区漁業調整委員会事務局  | 1      | 0   | 0      | 0   |
| 警察本部          | 0      | 0   | 0      | 5   |
| 警察官           | 0      | 0   | 0      | 4   |
| その他           | 0      | 0   | 0      | 1   |
| 教育委員会         | 39     | 2   | 29     | 2   |
| 教育庁           | 1      | 0   | 1      | 0   |
| 小・中学校         | 2      | 0   | 0      | 0   |
| 特別支援学校（盲・聾学校） | 3      | 0   | 4      | 0   |
| 特別支援学校（養護学校）  | 2      | 0   |        |     |
| 高等学校          | 31     | 2   | 24     | 2   |
| 合 計           | 73     | 2   | 56     | 9   |

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成19年度）

(イ) 普通会計決算

| 歳出額（A）      | 実質収支      | 人件費（B）      | 人件費率<br>（B/A） | 前年度の<br>人件費率 |
|-------------|-----------|-------------|---------------|--------------|
| 千円          | 千円        | 千円          | %             | %            |
| 561,327,618 | 2,335,438 | 173,982,348 | 31.0          | 30.8         |

(ロ) 企業特別会計（注2）決算

| 歳出額       | うち人件費     |
|-----------|-----------|
| 千円        | 千円        |
| 7,343,454 | 1,481,966 |

(ハ) 病院事業特別会計決算

| 歳出額        | うち人件費      |
|------------|------------|
| 千円         | 千円         |
| 41,300,755 | 24,513,350 |

（注） 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。

□ 職員給与費の状況（平成20年度当初予算）

(イ) 普通会計予算

| 職員数            | 給 与 費            |                  |                  |                   | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|
|                | 給 料              | 職員手当             | 期末・勤勉手当          | 計                 |                   |
| 人<br>18,288(9) | 千円<br>80,747,590 | 千円<br>13,758,437 | 千円<br>31,362,160 | 千円<br>125,868,187 | 千円<br>6,883       |

(ロ) 企業特別会計予算

| 職員数         | 給 与 費         |               |               |                 | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|
|             | 給 料           | 職員手当          | 期末・勤勉手当       | 計               |                   |
| 人<br>161(0) | 千円<br>665,712 | 千円<br>168,842 | 千円<br>260,407 | 千円<br>1,094,961 | 千円<br>6,801       |

(ハ) 病院事業特別会計予算

| 職員数           | 給 与 費           |                 |                 |                  | 職員1人当たりの<br>給 与 費 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|
|               | 給 料             | 職員手当            | 期末・勤勉手当         | 計                |                   |
| 人<br>1,836(0) | 千円<br>7,992,487 | 千円<br>3,132,876 | 千円<br>3,140,756 | 千円<br>14,266,119 | 千円<br>7,771       |

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数( )内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

八 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成19年4月1日現在）

| 区 分              | 給料月額<br>給与月額 |           | 年 齢   |
|------------------|--------------|-----------|-------|
|                  | 一 般<br>行 政 職 | 361,300 円 |       |
| 警 察 職            | 366,800 円    | 494,200 円 | 43歳0月 |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 393,200 円    | 443,500 円 |       |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 401,100 円    | 446,100 円 | 43歳3月 |
| 技 能<br>労 務 職     | 324,200 円    | 361,700 円 |       |

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

二 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成19年4月1日現在）

| 区 分              | 経験年数 |          |          |          |
|------------------|------|----------|----------|----------|
|                  | 10年  | 15年      | 20年      |          |
| 一 般<br>行 政 職     | 大 卒  | 275,700円 | 339,000円 | 385,500円 |
|                  | 高 卒  | 222,000円 | 280,400円 | 336,500円 |
| 警 察 職            | 大 卒  | 291,800円 | 341,200円 | 390,500円 |
|                  | 高 卒  | 256,200円 | 299,600円 | 345,600円 |
| 高 等 学 校<br>教 育 職 | 大 卒  | 315,300円 | 367,200円 | 403,300円 |
|                  | 高 卒  | -        | 275,400円 | 310,500円 |
| 小 中 学 校<br>教 育 職 | 大 卒  | 310,500円 | 367,300円 | 401,700円 |



|           |    |          |          |          |
|-----------|----|----------|----------|----------|
| 技能<br>労務職 | 高卒 | 217,600円 | 269,400円 | 305,500円 |
|-----------|----|----------|----------|----------|

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成19年4月1日現在）

| 区分(注1) | 標準的な職務内容(注2) | 職員数    | 構成比    | 1年前の構成比 | 5年前の構成比 |
|--------|--------------|--------|--------|---------|---------|
| 1 級    | 主事・技師        | 365人   | 8.3%   | 8.7%    | 9.0%    |
| 2 級    | 主事・技師        | 296人   | 6.7%   | 7.2%    | 12.9%   |
| 3 級    | 係長           | 857人   | 19.5%  | 19.1%   | 16.7%   |
| 4 級    | 業務名を冠する主査    | 799人   | 18.2%  | 16.0%   | 15.6%   |
| 5 級    | 課長補佐         | 1,130人 | 25.7%  | 26.2%   | 25.8%   |
| 6 級    | 課長           | 697人   | 15.9%  | 17.2%   | 12.7%   |
| 7 級    | 主管課長等        | 173人   | 3.9%   | 4.0%    | 5.6%    |
| 8 級    | 部次長          | 60人    | 1.4%   | 1.3%    | 1.4%    |
| 9 級    | 部長           | 16人    | 0.4%   | 0.3%    | 0.3%    |
| 計      |              | 4,393人 | 100.0% | 100.0%  | 100.0%  |

（注）1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分          | 県職員 | 国家公務員                    |
|-------------|-----|--------------------------|
| 一般行政職       | 大卒  | 種 181,200円<br>種 172,200円 |
|             | 高卒  | 140,100円                 |
| 警察職         | 大卒  | 197,200円                 |
|             | 高卒  | 158,100円                 |
| 高等学校<br>教育職 | 大卒  | -                        |
|             | 高卒  | -                        |
| 小中学校<br>教育職 | 大卒  | -                        |
|             | 高卒  | -                        |

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

| 区分     | 合計         | 一般行政職   | 警察職    | 高等学校<br>教育職 | 小中学校<br>教育職 | 技能労務職  |       |
|--------|------------|---------|--------|-------------|-------------|--------|-------|
| 平成19年度 | 職員数（A）     | 16,732人 | 4,572人 | 1,954人      | 2,718人      | 6,854人 | 634人  |
|        | 昇給した職員数（B） | 15,469人 | 4,335人 | 1,686人      | 2,495人      | 6,356人 | 597人  |
|        | 比率（B / A）  | 92.5%   | 94.8%  | 86.3%       | 91.8%       | 92.7%  | 94.2% |
| 平成18年度 | 職員数（A）     | 17,005人 | 4,661人 | 1,963人      | 2,750人      | 6,947人 | 684人  |
|        | 昇給した職員数（B） | 14,744人 | 3,955人 | 1,569人      | 2,355人      | 6,309人 | 556人  |
|        | 比率（B / A）  | 86.7%   | 84.9%  | 79.9%       | 85.6%       | 90.8%  | 81.3% |

## (ロ) 企業特別会計

| 区 分    |            | 合 計   | 一般行政職 | 技能労務職  |
|--------|------------|-------|-------|--------|
| 平成19年度 | 職員数（A）     | 166人  | 154人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数（B） | 161人  | 149人  | 12人    |
|        | 比率（B / A）  | 97.0% | 96.8% | 100.0% |
| 平成18年度 | 職員数（A）     | 170人  | 158人  | 12人    |
|        | 昇給した職員数（B） | 149人  | 137人  | 12人    |
|        | 比率（B / A）  | 87.6% | 86.7% | 100.0% |

## (ハ) 病院事業特別会計

| 区 分    |            | 合 計    | 一般行政職 | 医療職(1)<br>(注1) | 医療職(2)<br>(注2) | 医療職(3)<br>(注3) | 技能労務職 |
|--------|------------|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 平成19年度 | 職員数（A）     | 2,386人 | 145人  | 228人           | 277人           | 1,591人         | 145人  |
|        | 昇給した職員数（B） | 2,227人 | 138人  | 213人           | 256人           | 1,486人         | 134人  |
|        | 比率（B / A）  | 93.3%  | 95.2% | 93.4%          | 92.4%          | 93.4%          | 92.4% |
| 平成18年度 | 職員数（A）     | 2,452人 | 151人  | 258人           | 275人           | 1,618人         | 150人  |
|        | 昇給した職員数（B） | 2,216人 | 135人  | 241人           | 251人           | 1,457人         | 132人  |
|        | 比率（B / A）  | 90.4%  | 89.4% | 93.4%          | 91.3%          | 90.0%          | 88.0% |

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。  
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。  
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成19年度 | 3,173,658千円 | 180千円       |
| 平成18年度 | 3,188,518千円 | 178千円       |

## (ロ) 企業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額     | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|----------|-------------|
| 平成19年度 | 45,545千円 | 298千円       |
| 平成18年度 | 48,982千円 | 312千円       |

## (ハ) 病院事業特別会計決算

| 区 分    | 支給総額        | 職員1人当たり支給年額 |
|--------|-------------|-------------|
| 平成19年度 | 1,611,580千円 | 664千円       |
| 平成18年度 | 1,566,949千円 | 637千円       |

## リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成19年度）

| 区 分                 | 6月期      | 12月期     | 計        |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 期末手当                | 1.35月分   | 1.50月分   | 2.85月分   |
|                     | (0.75月分) | (0.80月分) | (1.55月分) |
| 勤勉手当                | 0.65月分   | 0.70月分   | 1.35月分   |
|                     | (0.30月分) | (0.35月分) | (0.65月分) |
| 計                   | 2.00月分   | 2.20月分   | 4.20月分   |
|                     | (1.05月分) | (1.15月分) | (2.20月分) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |          |          | 有        |

- (注) 1 ( )内は、再任用職員の支給割合です。  
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

又 地域手当の状況（平成19年4月1日現在）

| 支給対象地域等            | 支給対象職員数                          | 支給率 | 国の支給率                |
|--------------------|----------------------------------|-----|----------------------|
| 東京都特別区             | 19人                              | 14% | 14.5%                |
| 東京都府中市             | 1人                               | 12% | 12%                  |
| 大 阪 市              | 4人                               | 12% | 12%                  |
| 名 古 屋 市            | 2人                               | 12% | 12%                  |
| 仙 台 市              | 5人                               | 5%  | 5%                   |
| 岐 阜 市              | 1人                               | 2%  | 2%                   |
| 医 師                | 276人                             | 12% | 12%                  |
| 支給対象職員1人当たりの平均支給年額 | 平成19年度普通会計決算<br>平成19年度病院事業特別会計決算 |     | 545,800円<br>713,933円 |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成19年4月1日現在）

| 区 分  | 県 職 員                                                                                                                                        | 国 家 公 務 員                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 扶養手当 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 | 配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円(職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)<br><br>扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算 |
| 住居手当 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 3,000円<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                                                                 | 借家 限度額 27,000円<br>持家 2,500円(新築・購入から5年間に限定)<br><br>単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合<br>上記の額の2分の1                      |
| 通勤手当 | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 53,000円                                                                                                     | 交通機関利用 限度額 55,000円<br>交通用具使用 限度額 24,500円                                                                     |

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成19年4月1日現在）

(1) 普通会計の状況

|                             |            |                                                                                                                              |
|-----------------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 35.2%      |                                                                                                                              |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算） | 109,514円   |                                                                                                                              |
| 手当の種類（手当数）                  | 36         |                                                                                                                              |
| 代表的な手当の名称                   | 支給額の多い手当   | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当<br>5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当  |
|                             | 支給職員数の多い手当 | 1 警察職員の特殊勤務手当<br>2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当<br>4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当<br>5 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当 |

（注） 代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

（ロ） 企業特別会計の状況

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 66.3 %              |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算） | 32,800 円            |
| 手当の種類（手当数）                  | 2                   |
| 手当の名称                       | 危険作業手当<br>用地等交渉業務手当 |

（ハ） 病院事業特別会計の状況

|                             |                                                             |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 職員全体に占める手当支給職員の割合           | 63.0 %                                                      |
| 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算） | 228,509 円                                                   |
| 手当の種類（手当数）                  | 5                                                           |
| 手当の名称                       | 防疫作業手当<br>夜間看護業務手当<br>緊急呼出救急業務等手当<br>放射線照射作業手当<br>汚物等処理作業手当 |

ワ 退職手当の状況（平成19年4月1日現在）

| 区 分            | 県 職 員                    |                   | 国家公務員                    |         |         |
|----------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|---------|---------|
|                | 自己都合                     | 勸奨・定年             | 自己都合                     | 勸奨・定年   |         |
| 支 給 率          | 勤続20年                    | 23.5 月分           | 30.55月分                  | 23.5 月分 | 30.55月分 |
|                | 勤続25年                    | 33.5 月分           | 41.34月分                  | 33.5 月分 | 41.34月分 |
|                | 勤続35年                    | 47.5 月分           | 59.28月分                  | 47.5 月分 | 59.28月分 |
|                | 最高限度額（注1）                | 59.28月分           | 59.28月分                  | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置       | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |                   | 定年前早期退職特例措置<br>（2～20%加算） |         |         |
| 1人当たり平均支給額（注2） | （一般職員）<br>24,234千円       | （全 体）<br>24,899千円 |                          |         |         |

（注） 1 国の職員と同様の制度となっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。  
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレズ指数の推移

| 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 102.7  | 102.5  | 100.6  | 100.5  | 100.6  | 100.2  |

（注） ラスパイレズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

三 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

| 区 分    |         | 給料月額等      |          |
|--------|---------|------------|----------|
|        |         | 減 額 前      | 減 額 後    |
| 給<br>料 | 知事      | 1,212,000円 | 969,600円 |
|        | 副知事     | 933,000円   | 835,100円 |
|        | 企業管理者   | 699,000円   | 676,300円 |
|        | 病院事業管理者 | 699,000円   | 676,300円 |
|        | 代表監査委員  | 606,000円   | 586,400円 |
| 報<br>酬 | 議長      | 867,000円   | -        |
|        | 副議長     | 774,000円   | -        |
|        | 議員      | 746,000円   | -        |

| 区 分                             |         | 年間支給割合            |                              |
|---------------------------------|---------|-------------------|------------------------------|
| 期<br>末<br>手<br>当                | 知事      | 6 月期<br>12月期<br>計 | 1.525月分<br>1.625月分<br>3.15月分 |
|                                 | 副知事     |                   |                              |
|                                 | 企業管理者   |                   |                              |
|                                 | 病院事業管理者 |                   |                              |
|                                 | 代表監査委員  |                   |                              |
| 議<br>長<br>副<br>議<br>長<br>議<br>員 | 議長      | 6 月期<br>12月期<br>計 | 1.525月分<br>1.625月分<br>3.15月分 |
|                                 | 副議長     |                   |                              |
|                                 | 議員      |                   |                              |

（参考1）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成20年4月からは削減率を引き上げ、知事等については平成21年3月31日まで、一般職については平成23年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年4月から削減を廃止）。また、特別職については、一般職の給与と改定の状況等にかんがみ、平成18年4月から給料月額等を約6.7%引下げております。なお、具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額（平成20年4月1日現在）

| 区 分                        |         | 削 減 率         |               |               |               | 削減後の額         |               |
|----------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                            |         | 平成14年<br>4月から | 平成17年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成20年<br>4月から | 平成18年<br>4月から | 平成20年<br>4月から |
| 議<br>員<br>の<br>報<br>酬      | 議 長     | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (867,000円)    | 同 左           |
|                            | 副議長     | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (774,000円)    | 同 左           |
|                            | 議 員     | 5 %           | 同 左           | 削減なし          | 同 左           | (746,000円)    | 同 左           |
| 知<br>事<br>等<br>の<br>給<br>料 | 知 事     | 15 %          | 20 %          | 同 左           | 22 %          | 969,600円      | 945,400円      |
|                            | 副知事     | 8 %           | 10.5 %        | 同 左           | 12.5 %        | 835,100円      | 816,400円      |
|                            | 企業管理者   | 2.5%          | 3.25%         | 同 左           | 5.25%         | 676,300円      | 662,400円      |
|                            | 病院事業管理者 | 2.5%          | 3.25%         | 同 左           | 5.25%         | 676,300円      | 662,400円      |
|                            | 代表監査委員  | 2.5%          | 3.25%         | 同 左           | 5.25%         | 586,400円      | 574,200円      |
| 教育長の給料                     |         | 2.5%          | 3.25%         | 同 左           | 5.25%         | 676,300円      | 712,600円      |
| 一般職の給与                     | 管理職手当   | 10 %          | 13 %          | 同 左           | 18 %          |               |               |

（参考2）人事委員会勧告の取扱状況

平成19年の人事委員会勧告では、平成19年4月に遡り、若年層に限定した給料表の引上げ、期末手当の0.05月引上げ、扶養手当の引上げを行うことが勧告されましたが、厳しい財政状況等の県行政を取り巻く情勢にかんがみ、実施を見送ることとしました。ただし、有為な人材を確保するため、給料表の引上げについては平成20年度から実施することとしました。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

| 区 分     | 要 件 及 び 日 数                                                  |                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇  | 一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）                                |                                                                                                  |
| 結核要療養休暇 | 健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内                               |                                                                                                  |
| 忌引休暇    | 配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間<br>例）配偶者・・・10日、子・・・5日、父母・・・7日  |                                                                                                  |
| 産前産後休暇  | 産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間<br>産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間 |                                                                                                  |
| 生理休暇    | 生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内                                       |                                                                                                  |
| 特別休暇    | 災害等                                                          | 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間                                                           |
|         |                                                              | 風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間                                                     |
|         |                                                              | 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間                                                              |
|         |                                                              | 異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間                                      |
|         | 負傷・疾病等                                                       | 負傷又は疾病の場合：90日以内の期間                                                                               |
|         |                                                              | 高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間                                    |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間 |
|         |                                                              | 負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日      |
|         | 妊娠・出産等                                                       | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間      |
|         |                                                              | 妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内             |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内                                    |
|         |                                                              | 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間                        |

|      |  |                                                                                                                                                |
|------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |  | 妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内                                                                                            |
| 育児等  |  | 妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内 |
|      |  | 職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間                                                                                              |
|      |  | 職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間                                                                      |
| 看護   |  | 配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合、小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：及びの区分ごとに1暦年5日以内                                                |
| 冠婚葬祭 |  | 婚姻した場合：7日以内                                                                                                                                    |
|      |  | 父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日                                                                                                                             |
| その他  |  | 証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：出頭の日                                                                                                          |
|      |  | 職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間                                                            |
|      |  | 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（相当規模の災害による被災者を支援する活動、社会福祉施設等における活動、常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内                                       |
|      |  | 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間                                                 |
| 介護休暇 |  | 職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間                                                            |
|      |  | 配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間                                                     |

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

イ 分限処分の状況（平成19年度）

(人)

| 処分内容の別       | 免職 | 休職  | 降任 | 降給 | 計   |
|--------------|----|-----|----|----|-----|
| 任命権者         |    |     |    |    |     |
| 知事部局         |    | 28  |    |    | 28  |
| 企業局          |    |     |    |    |     |
| 病院事業局        |    | 13  |    |    | 13  |
| 議会事務局        |    |     |    |    |     |
| 選挙管理委員会事務局   |    |     |    |    |     |
| 監査委員事務局      |    |     |    |    |     |
| 人事委員会事務局     |    |     |    |    |     |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |     |    |    |     |
| 警察本部         |    | 4   |    |    | 4   |
| 教育委員会        |    | 73  |    |    | 73  |
| 計            |    | 118 |    |    | 118 |

## 口 懲戒処分の状況（平成19年度）

（人）

| 処分内容の別       | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 計  |
|--------------|----|----|----|----|----|
| 任命権者         |    |    |    |    |    |
| 知事部局         | 1  |    | 2  | 40 | 43 |
| 企業局          |    |    |    | 2  | 2  |
| 病院事業局        |    |    | 3  | 8  | 11 |
| 議会事務局        |    |    |    |    |    |
| 選挙管理委員会事務局   |    |    |    | 2  | 2  |
| 監査委員事務局      |    |    |    |    |    |
| 人事委員会事務局     |    |    |    |    |    |
| 海区漁業調整委員会事務局 |    |    |    |    |    |
| 警察本部         |    |    |    |    |    |
| 教育委員会        | 1  | 2  | 4  | 12 | 19 |
| 計            | 2  | 2  | 9  | 64 | 77 |

## (5) 職員の服務の状況

## イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

## 地方公務員法

第35条 職員は、法律その他条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律その他条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

## 研修を受ける場合

職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合

他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合

国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合

職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

## ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

## 地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## (イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

## (ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合



県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合  
職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

## 八 休業制度

### (イ) 育児休業制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

#### a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

#### b 部分休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

### (ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

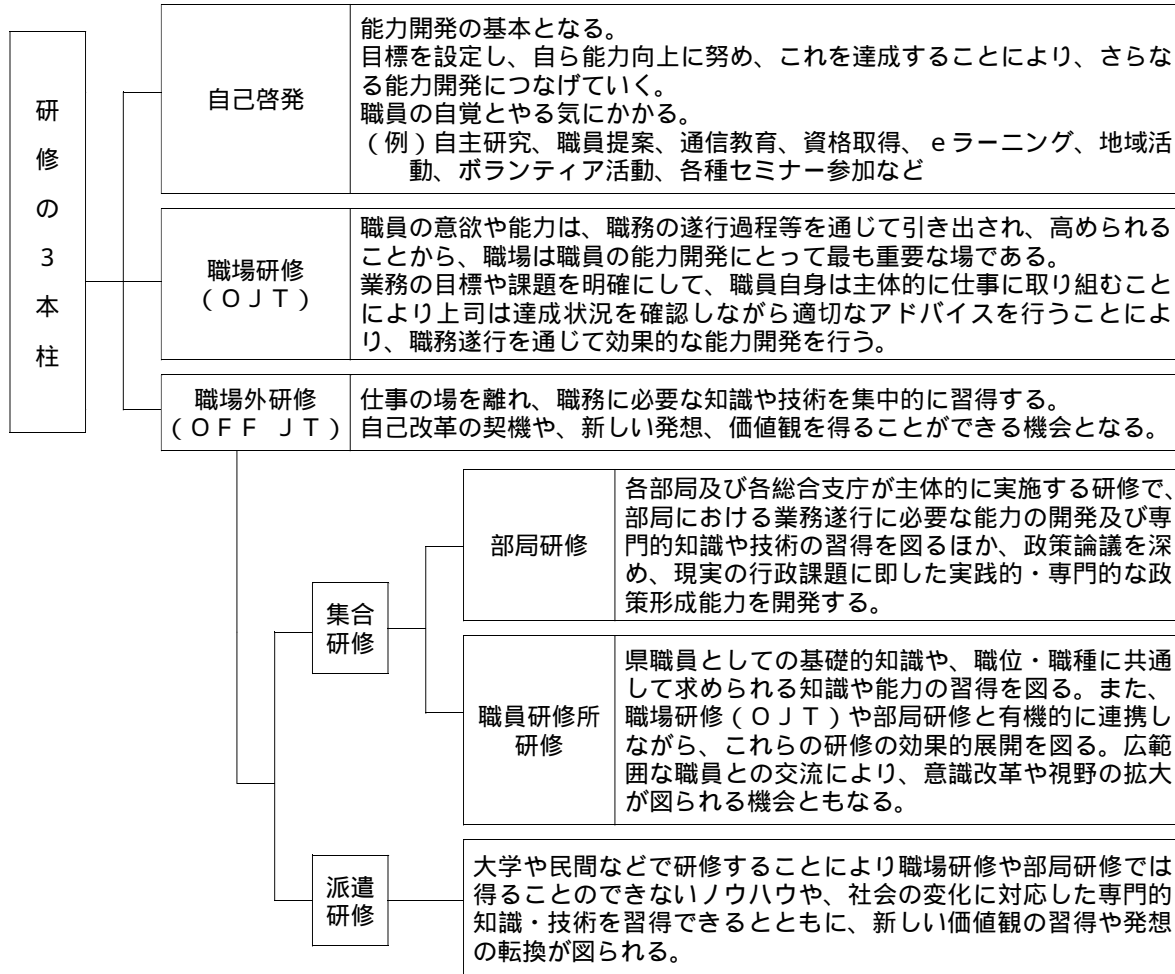
c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成19年度）

(1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員研修所研修の体系

・基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

| 階層の区分         | 研修名           | 研修目的                          |
|---------------|---------------|-------------------------------|
| 新規採用職員        | 新規採用職員研修（一般職） | 県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。  |
|               | 新規採用職員研修（看護職） |                               |
| 中堅職員          | 主事・技師級研修      | 中堅実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。       |
|               | 現業職員研修（現任）    |                               |
| 係長級職員         | 係長級研修         | 仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。      |
| 主査級職員         | 主査級研修         | 県民視点に立った業務遂行能力を身につける。         |
| 課長補佐級職員       | 課長補佐級研修       | 職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。      |
| 課長級職員         | 課長級研修         | 行政目標に沿った組織管理能力を身につける。         |
| 〃<br>(昇任後3年目) | 課長級3年目研修      | 組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。 |
| 部長・次長級職員      | 部長・次長級研修      | 組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。        |

・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

| コース名       | 研修目的                   |
|------------|------------------------|
| 政策形成力コース   | 政策形成能力の向上              |
| 役割連携力コース   | 民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上 |
| 危機管理能力コース  | 危機管理意識と対応力の向上          |
| 組織力向上コース   | 組織力を高めるための能力の向上        |
| 業務遂行力向上コース | 業務への責任感と積極的な遂行力の向上     |

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

8 講座開講

b 研修の内容及実績（主なもの）

(a) 基本研修

| 研修名           | 研修の目的                                                                    | 対象者                 | 研修内容                                                                                                                                                                                  | 実績   |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|               |                                                                          |                     |                                                                                                                                                                                       | 受講者数 |
| 新規採用職員研修（一般職） | 職員として公務員倫理、接遇、基礎教養を身につけるとともに、行政実務上必要となる基礎的知識を習得し、業務遂行能力の向上を図る。           | 一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者 | 講話、県の組織とサービス、福利厚生と健康管理、公務員倫理、行財政改革、ビジネスマナーの基本、情報セキュリティポリシー、議会、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、行政対象暴力、文書事務・法制執務、地方公務員制度、地方自治制度、県の概況と県政の課題、出納、県の広報・広聴、情報公開・個人情報保護・行政手続制度、財政制度、男女共同参画社会、山形県の歴史と風土 | 64   |
| 係長級研修         | 監督者の役割としてリーダーシップとマネジメントの重要性を認識し、自覚と責任を身につけるとともに、担当業務を円滑に推進するための能力の向上を図る。 | 係長級昇任者              | 講話、公務員倫理、接遇、議会、予算、求められる行政のパブリシティ（看護職を除く）、県立病院の現状と今後の課題（看護職のみ）、行財政改革、男女共同参画における役付け職員の役割、メンタルヘルス、マネジメント                                                                                 | 211  |
| 課長級研修         | 管理者としての役割を認識し、リーダーシップとマネジメント能力や人材育成能力など、管理職に求められる組織管理能力の向上を図る。           | 課長級昇任者              | 講話、職場に生かすアサーション、管理者のサービス、クライシス・コミュニケーション、目標管理とリーダーシップ、人材育成と公平な評価、公民交流座談会                                                                                                              | 80   |

(b) 能力開発研修

| 研修名        | 研修の目的                                                                                   | 対象者           | 研修内容                                | 実績   |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------|------|
|            |                                                                                         |               |                                     | 受講者数 |
| 政策形成能力向上講座 | 地方分権時代を担う人材を育成し、住民に信頼される政策を形成するため、政策形成の意義・考え方・パターンとプロセス、政策形成の方法とポイントなどを学び、政策形成能力を身に付ける。 | 主事・技師級研修該当者以上 | 行政と政策形成、ビジョン型政策及び問題解決型政策の形成、政策形成の演習 | 48   |

|               |                                                                                                                                   |               |                                                            |     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------------------------------------------------------------|-----|
| 地域マネジメント講座    | 地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌しているなか、住民と協働していくことにより、的確に、また、効率的・効果的に、公共サービスを実現していくことが重要となってきたため、住民のニーズを把握し、住民に働きかけ、協力して県民福祉の向上を実現していく方策について学ぶ。 | 主事・技師級研修該当者以上 | 協働とは、住民と行政の活動領域、自治体施策とマーケティング、わがまちのSWOT分析とアクションプラン（演習含む）   | 111 |
| ファシリテーション実践講座 | 住民・市民団体等の集団との対話や、組織内部での話し合い等さまざまな場面で行われる話し合いを活性化し、より良い合意形成を引き出すとともに、参加者の納得性を高め、実施段階での参加意欲も高めるファシリテーションの考え方と実践的能力を身に付ける。           | 係長級研修該当者以上    | ファシリテーションとは、場のデザインのスキル、対人関係のスキル、構造化のスキル、合意形成のスキル、明日からやれること | 75  |
| プレゼンテーション講座   | 会議や発表会において、相手にわかりやすく、説得力ある表現をするための技術を習得し、効果的なプレゼンテーション能力を身に付ける。                                                                   | 所属長の推薦する職員    | プレゼンテーションの基本、聞き手を魅きつけるプレゼンテーション、プレゼンテーション演習、まとめ            | 42  |

(c) 特別研修

| 研 修 名       | 研 修 の 目 的                                                                                                  | 対 象 者            | 研 修 内 容                                                                                    | 実 績  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|             |                                                                                                            |                  |                                                                                            | 受講者数 |
| 職場研修指導者育成講座 | 職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。                                                                  | 職場研修を推進する立場にある職員 | 県職員育成基本方針及び職員研修概要について、職場研修の進め方                                                             | 52   |
| やまがた夢未来セミナー | 未来に広がる“やまがた”の実現に向けて、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発、交流を図りながら、時代の変化に対応し、県民の満足度を高めるための能力の向上を図る。 | 係長級以上            | 講義 「地域力共創へガイダンス」、講義 「産」「民」「官」各領域からの事例紹介及びトーク・イン、演習 「実践実例の懸案課題へのアイデア討議」、演習 「グループ討議」、演習 「発表」 | 26   |

(注) 印は民間企業職員と合同

## (ロ) 警察本部

## a 研修の内容と実績(主なもの)

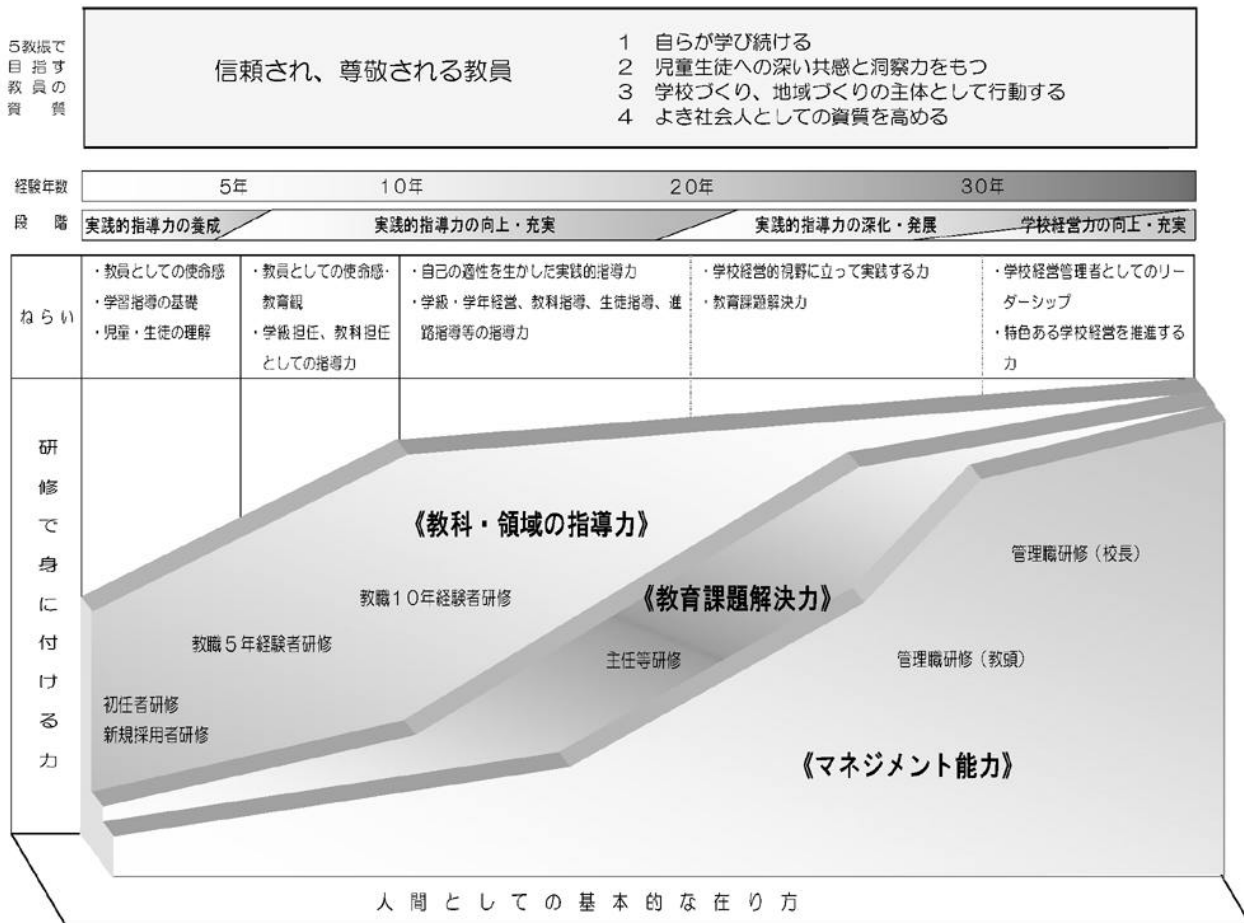
| 研修名             | 研修の目的                                                                                                                         | 対象者                           | 研修内容                                                                                                                     | 実績   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                 |                                                                                                                               |                               |                                                                                                                          | 受講者数 |
| 採用時教養<br>(警察官)  | 新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。 | 新たに採用された巡査                    | * 初任教養<br>職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等<br>* 職場実習<br>地域実習及び捜査実習<br>* 初任補修教養<br>初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの<br>* 実戦実習<br>独立性の強い勤務を通じた補強教養 | 69   |
| 採用時教養<br>(一般職員) | 新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。                                   | 新たに採用された職員                    | 職務倫理<br>法学<br>基本実務<br>専門実務<br>体育・術科等                                                                                     | 7    |
| 昇任時教養           | 警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。                                         | 警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者   | 昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能                                                                                                    | 49   |
| 部門別任用時教養        | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。                                                           | 生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官 | 専務員として必要な基礎的知識及び技能                                                                                                       | 47   |
| 各種専科教養          | 特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。                                                                                                    | 特定の各分野を担当する警察官又は一般職員          | 特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能                                                                                                   | 330  |

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(八) 教育委員会  
a 研修体系

『第5次山形県教育振興計画』に基づいた教員研修体系イメージ

平成16年9月



b 研修の内容と実績（主なもの）

| 研修名                   | 研修の目的                                                                 | 対象者  | 研修内容                                  | 実績   |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|---------------------------------------|------|
|                       |                                                                       |      |                                       | 受講者数 |
| 初任者研修（小・中、特殊、高校）      | 実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させ、教科・領域に関する基礎理論の習得及び指導技術の向上                 | 新採教員 | * 学び続ける教師<br>* 教科指導、領域指導等             | 91   |
| 教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）  | 教員として必要な使命感と教育観の確立を図るとともに学習指導生徒指導を中核として専門的な知識と技能を深め、教員としての資質向上と指導力の向上 | 教員   | * これからの教師に求められる新しい指導力<br>* 教科指導、領域指導等 | 114  |
| 教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校） | 円滑かつ主体的に実施できるように研修の趣旨を理解するとともに、広い視野から教員としての資質と指導力の向上                  | 教員   | * 中堅教員に求められる指導力<br>* 各自の課題研修 等        | 213  |

|                 |                                                                            |                       |                                     |    |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|----|
| 新規採用校長研修・教員倫理研修 | 学校経営や教育課題の研修を通し、校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図るとともに、特に教職員の倫理観・使命感を高める学校経営について研修を深める | 新採校長                  | * 県教育長講話<br>* 教育関係法規 等              | 65 |
| 新規採用教頭研修・教員倫理研修 | 学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上     | 新採教頭                  | * 県教育次長講話<br>* 校種別部会(演習討議) 等        | 98 |
| 学校運営基礎講座        | 高等学校の校務に必要な専門的事項について研修を行い、校務運営に携わる教員の見識と指導力の向上                             | 高校の校務を中心となって推進する立場の教員 | * 校務運営上の法的根拠<br>* これからの高校教育について 等   | 29 |
| 大学院研修           | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教員                    | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 25 |
| 長期研修            | 現職教員としての資質の向上と指導力の充実                                                       | 教育職員                  | * 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修            | 17 |
| 長期社会体験研修        | 教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大                                               | 教育職員                  | * 社会教育施設及び民間企業における実習                | 5  |
| 中央研修            | 各地域の中核となる校長・教頭等の育成                                                         | 校長・教頭・指導主事・中堅教員       | * 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習 | 27 |

□ 勤務成績評定制度の概要

(イ) 全部局共通

a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

## (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

## イ 職員の福利厚生事業の概要（平成19年度）

## (1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                                                        | 実施主体      |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                             | 県         |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）<br>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）<br>・肺がん検診（50歳以上の希望者）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））<br>・ 同 （乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））                                                      | 県         |
| 人間ドック     | 指定型（50歳の職員）<br>準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）<br>上記以外（35歳以上で希望する職員）<br>全て1泊2日                                                                                                                     | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルスケア | メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談）<br>はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）<br>職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコディネーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）<br>メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等） | 県<br>共済組合 |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                     | 互助会                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金 等 | 会員療養給付金<br>長期療養見舞金                         |
| 職員が出産したとき     | 出産費 350,000円<br>出産費附加金 30,000円                                           | 出産祝金 30,000円                               |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料 50,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                             | 弔慰金 300,000円<br>遺児育英資金<br>100,000～300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類      | 最高限度額   | 貸付利率          |       | 実施主体 |
|------------|---------|---------------|-------|------|
| 住宅貸付       | 1,800万円 | 平成19年12月31日まで | 2.26% | 共済組合 |
|            |         | 平成20年1月1日から   | 2.46% |      |
| 在宅介護対応住宅加算 | 300万円   | 平成19年12月31日まで | 2.00% |      |
|            |         | 平成20年1月1日から   | 2.20% |      |

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。



## (ロ) 警察本部

## a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名       | 事業の概要                                                                                                                                                            | 実施主体        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 健康診断      | 定期健康診断<br>・問診・身長、体重、視力、聴力・心電図検査・眼底検査<br>・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査                                                                                                 | 県<br>共済組合   |
|           | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（35歳以上の職員）<br>・大腸がん検診（35歳以上の職員）<br>・肺がん検診（50歳以上で喫煙指数600以上の職員）<br>・腹部超音波検査（35歳以上の職員）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））<br>・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者）） | 県<br>共済組合   |
| 人間ドック     | 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者<br>全て1泊2日                                                                                                                                | 県<br>互助会    |
| メンタルヘルスケア | 部外カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による<br>面接、電話相談 随時）<br>電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘル<br>ス相談）<br>メンタルヘルス研修（一般職員向けセミナー）                                                  | 共済組合<br>互助会 |

## b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共済組合                                                                   | 互助会                            |
|---------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金 等        | 長期療養見舞金                        |
| 職員が出産したとき     | 出産費 350,000円<br>出産費附加金<br>第1子 30,000円<br>第2子 60,000円<br>第3子以降 100,000円 | 出産祝金 20,000円                   |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料 50,000円<br>埋葬料附加金<br>弔慰金<br>遺族共済年金                                 | 弔慰金 300,000円<br>遺児育英金 300,000円 |

## c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類  | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|--------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付   | 万円<br>1,800 | %<br>2.38 | 共済組合 |
| 介護住宅貸付 | 万円<br>300   | %<br>2.12 |      |

（注）共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(八) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

| 事業名         | 事業の概要                                                                                                                                                                                                                                                               | 実施主体      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 健康診断        | 定期健康診断<br>・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査<br>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査                                                                                                                                                                                                 | 県         |
|             | 生活習慣病健康診断<br>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）<br>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）<br>・肺がん検診（50歳以上の希望者）<br>・婦人科検診（子宮がん検診（希望者））<br>・ 同 （乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））                                                                                                                                   | 県<br>共済組合 |
| 人間ドック       | 優先型（40歳、50歳の希望する職員）<br>希望型（35歳以上で希望する職員）<br>1泊2日                                                                                                                                                                                                                    | 県<br>共済組合 |
| メンタルヘルス対策事業 | メンタルヘルス相談<br>・職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談<br>月2回<br>・県内4地区の外部医療機関等による面接、電話相談 随時<br>教職員健康相談24<br>共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付<br>面接によるカウンセリング相談<br>共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付<br>メンタルヘルスセミナー<br>管理監督者（校長、教頭、養護教諭、所属所長、庶務担当者等）を対象としたセミナーの開催（4地区で開催） | 県<br>共済組合 |

b 給付事業の概要（主なもの）

| 事項            | 共 済 組 合                                                                            | 互 助 会                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 職員が病気やけがをしたとき | 1. 医療機関等に支払うもの<br>法定給付の額<br>2. 職員に支給するもの<br>高額療養費<br>一部負担金払戻金<br>入院附加金<br>障害共済年金 等 | 会員療養見舞金                                  |
| 職員が出産したとき     | 出産費 定額 350,000円<br>出産費附加金<br>定額 50,000円                                            | 出産見舞金 50,000円                            |
| 職員が死亡したとき     | 埋葬料 定額 50,000円<br>埋葬料附加金<br>定額 25,000円<br>弔慰金<br>遺族共済年金                            | 埋葬料 50,000円<br>遺児激励金<br>100,000～300,000円 |

c 貸付事業の概要（主なもの）

| 貸付の種類 | 最高限度額       | 貸付利率      | 実施主体 |
|-------|-------------|-----------|------|
| 住宅貸付  | 万円<br>1,800 | %<br>2.66 | 共済組合 |
|       | 万円<br>300   | %<br>2.40 |      |

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

□ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

|      | 平成18年度 | 平成19年度 | 増減 |
|------|--------|--------|----|
| 公務災害 | 244    | 273    | 29 |
| 通勤災害 | 7      | 6      | 1  |
| 計    | 251    | 279    | 28 |

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

|          | 平成18年度      | 平成19年度      | 増減         |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 補償（注1）   | 110,737,980 | 128,882,012 | 18,144,032 |
| 福祉事業（注2） | 17,012,290  | 32,730,149  | 15,717,859 |
| 計        | 127,750,270 | 161,612,161 | 33,861,891 |

- (注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。  
 2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成19年度競争試験の状況

| 種類     | 区分 | 申込者    | 受験者<br>(a) | 合格者  |       | 倍率<br>(a/b) |
|--------|----|--------|------------|------|-------|-------------|
|        |    |        |            | 1次   | 最終(b) |             |
| 大学卒業程度 |    | 1,125人 | 911人       | 161人 | 76人   | 12.0倍       |
| 短大卒業程度 |    | 62人    | 54人        | 11人  | 5人    | 10.8倍       |
| 高校卒業程度 |    | 221人   | 200人       | 36人  | 17人   | 11.8倍       |
| 警察官    |    | 967人   | 804人       | 309人 | 104人  | 7.7倍        |
| 合計     |    | 2,375人 | 1,969人     | 517人 | 202人  | 9.7倍        |

ロ 平成19年度選考の状況

| 区分   | 合格者  |
|------|------|
| 採用選考 | 200人 |
| 昇任選考 | 751人 |

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会議長及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成19年度においては、10月4日に、県議会議長と県知事に対し給料表、扶養手当及び期末・勤勉手当の改定等を内容とする下記の事項について勧告及び報告を行っている。

イ 勧告の内容

平成19年の給与改定の内容

給料表及び扶養手当については、人事院が勧告した内容等に準じて改定を行うこと、また、期末・勤勉手当については、0.05月分引き上げること。

(イ) 給料表

行政職給料表について、初任給を中心に若年層に限定して引き上げ（平均改定率0.06%）、その他の給料表を行政職給料表との均衡を基本に引き上げること。

(ロ) 扶養手当

子等に係る支給月額を引き上げること。（6,000円 6,500円）

(八) 期末・勤勉手当

年間の支給月数を県内民間の特別給の支給状況に合わせて4.25月分とすること。

(二) 実施時期

平成19年4月1日から実施すること。

ロ 報告の内容

(イ) 給与決定の諸条件

a 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の567事業所のうちから、無作為に抽出した140事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成19年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

| 民間給与     | 職員給与     | 較 差     |       |
|----------|----------|---------|-------|
|          |          | 金 額     | 比 率   |
| 379,228円 | 391,989円 | 12,761円 | 3.26% |

（行政職給料表適用者平均年齢43.1歳。なお、特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の額を基礎として算出している。）

(注) 公民給与の比較

公民給与の比較は、精密な比較を行うため、単純な平均給与額によるのではなく、県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与（ペア中止、賃金カット等の状況も反映）をもとに、職種、職位、学歴、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較する方法により行った。

b 国家公務員との給与比較

国の行政職俸給表（一）適用者とこれに相当する職務に従事する本県職員の給与水準について、学歴・経験年数別のラスパイレース方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、平成18年4月における本県職員の指数は100.6となっている。

(ロ) その他の報告事項

a その他手当について

地域手当の平成20年度における支給割合の改定については、国家公務員に採られる措置に準じた措置とすることが適当である。

住居手当については、国及び他の都道府県との均衡を考慮した手当制度としてきたところである。このたび、人事院では自宅に係る住居手当の廃止を含めて見直しに着手することとしているため、本県としても、今後、国及び他の都道府県の動向に留意していく必要がある。

特殊勤務手当等については、平成18年の報告でも述べているが、国及び他の都道府県における見直しが進められているところであり、本県においても、手当ごとの業務実態等を精査し、適切な見直しを図るための検討を進める必要がある。

b 能力・実績に基づく人事管理について

地方行政の効率的かつ適正な運営を確保するために、職員の能力・実績に基づく人事管理制度の確立が求められており、そのため、公平・公正性、透明性、納得性が高く、実効性のある人事評価制度を構築することが不可欠となっている。

国においては、職員の能力・実績に基づく人事管理を柱とした地方公務員法の改正案が国会に提出されており、同法案では、新たな人事評価制度を整備し、評価結果を任用、給与その他の人事管理の基礎として活用するものとされている。

本県においては、現在、知事部局で管理職員を対象として試行を実施するなど、人事評価制度の整備に向けた取組みが進められているところであるが、こうした国における法改正の動きを見据え、試行範囲の拡大や評価の活用方法の検討などを進めながら、速やかに制度の導入を図る必要がある。

c 勤務環境の整備について

(a) 総実勤務時間の短縮について

職員の総実勤務時間の短縮については、これまでの取組みにより一定の成果が認められるものの、

平成10年に本委員会が超過勤務の上限の目安として示した年間360時間を超える超過勤務を行っている職員が、なお一定程度存在しており、業務の平準化を行う必要がある。

管理監督者においては、長時間勤務が心身の健康と生活に及ぼす影響について十分認識し、職員の業務内容及び勤務時間のより一層適正な把握及び管理を行ない、公務能率の向上と超過勤務の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりを進める必要がある。

(b) 勤務時間の見直しについて

勤務時間については、平成19年の人事院報告で、平成20年を目途に民間準拠を基本として所定勤務時間の見直しを行うことについて言及しており、今後の国の動きを注視していく必要がある。

(c) 仕事と生活の両立支援について

次世代育成支援策を推進することが社会全体で強く求められている中、本県においても育児休業や各種休暇制度が整備され、仕事と生活の両立へ向けた環境づくりが進められているが、育児休業については、依然として男性職員の取得率が低い状況にあるため、更なる意識啓発を行い、制度の積極的な利用が促進されるよう努める必要がある。

また、職員が自発的に職務を離れて修学や国際貢献活動を行うための休業制度である「自己啓発等休業制度」については、職員の能力・資質の伸長等により公務能率の維持・向上に資するものであり、本県においても導入に向けた検討を行う必要がある。

(d) 心の健康づくりの推進について

各任命権者においては、研修会の開催や相談窓口を設置する等、職員の心の健康づくりに取り組んでいるところであるが、引き続き予防へ向けた職場環境づくりや復帰支援に向けた取組みを積極的に行っていく必要がある。

八 勧告の取扱い

勧告に基づく平成19年の給与改定は実施されなかった。

ただし、給料表については、平成20年4月1日から勧告の内容のとおり改定された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成19年度処理状況

| 平成18年度末<br>係属件数 | 平成19年度中<br>要求件数 | 平成19年度中処理件数 |    | 平成19年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定 |                 |
| 0               | 0               | 0           | 0  | 0               |

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成19年度処理状況

| 平成18年度末<br>係属件数 | 平成19年度中<br>申立件数 | 平成19年度中処理件数 |    | 平成19年度末<br>係属件数 |
|-----------------|-----------------|-------------|----|-----------------|
|                 |                 | 却下          | 判定 |                 |
| 2               | 0               | 0           | 0  | 2               |

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成21年1月30日まで縦覧に供する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品寒河江店  
寒河江市大字寒河江字内の袋10番1外7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内 伸二
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地  
代表取締役 河内 伸二
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成21年5月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,969平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 118台
  - (2) 駐輪場の収容台数 68台
  - (3) 荷さばき施設の面積 90平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成20年9月1日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年1月30日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成20年11月13日（木）午前9時45分から午後5時まで  
 平成20年11月14日（金）午前9時30分から午後4時30分まで

- (2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 9階 901会議室

2 受講手続

受講申込書を平成20年10月29日（水）までに山形市松波二丁目8番1号山形県土木部管理課県土づくり推進室に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。

3 その他

詳細については、土木部管理課県土づくり推進室電話(023(630)2430)に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成20年7月から平成20年8月まで実施した平成19年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成20年9月30日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | 一 |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫 | 子 | 昂 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | 一 |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関71箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関   | 実 施 年 月 日  | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------|------------|-------------|-------|
| 病 院 事 業 管 理 者 | 平成20年7月15日 | 田澤委員        | 吉田委員  |
|               |            | 安孫子委員       | 濱田委員  |
| 企 業 管 理 者     | 平成20年7月15日 | 田澤委員        | 吉田委員  |
|               |            | 安孫子委員       | 濱田委員  |
| 村山総合支庁総務企画部   | 平成20年7月23日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 村山総合支庁保健福祉環境部 | 平成20年7月23日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 村山総合支庁産業経済部   | 平成20年7月23日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 村山総合支庁建設部     | 平成20年7月23日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 自動車税事務所       | 平成20年7月23日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 人事委員会事務局      | 平成20年7月24日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 県議会事務局        | 平成20年7月24日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 管 財 課         | 平成20年7月29日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 人 事 課         | 平成20年7月29日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |
| 職 員 厚 生 課     | 平成20年7月29日 | 吉田委員        | 安孫子委員 |

|               |            |      |       |
|---------------|------------|------|-------|
| 総務課           | 平成20年7月29日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 市町村支援課        | 平成20年7月29日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 税政課           | 平成20年7月29日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 障がい福祉課        | 平成20年7月29日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 監査委員事務局       | 平成20年7月29日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 健康福祉企画課       | 平成20年7月30日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 政策企画課         | 平成20年7月30日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 行政経営改革課       | 平成20年7月30日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 情報企画課         | 平成20年7月30日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 統計企画課         | 平成20年7月30日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 生活安全調整課       | 平成20年7月30日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 食品安全対策課       | 平成20年7月30日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 総合防災課         | 平成20年7月30日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 庄内総合支庁総務企画部   | 平成20年8月5日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | 平成20年8月5日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 庄内総合支庁産業経済部   | 平成20年8月5日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 庄内総合支庁建設部     | 平成20年8月5日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 最上総合支庁総務企画部   | 平成20年8月6日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 平成20年8月6日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 最上総合支庁産業経済部   | 平成20年8月6日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 最上総合支庁建設部     | 平成20年8月6日  | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 管理課           | 平成20年8月18日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 建設企画課         | 平成20年8月18日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 県民文化課         | 平成20年8月18日 | 吉田委員 | 濱田委員  |



|          |            |       |       |
|----------|------------|-------|-------|
| 女性青少年政策室 | 平成20年8月18日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 財政課      | 平成20年8月18日 | 田澤委員  | 吉田委員  |
|          |            | 安孫子委員 | 濱田委員  |
| 河川砂防課    | 平成20年8月19日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 道路課      | 平成20年8月19日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 都市計画課    | 平成20年8月19日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 建築住宅課    | 平成20年8月19日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 交通政策課    | 平成20年8月19日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 長寿社会課    | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 児童家庭課    | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 環境企画課    | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 循環型社会推進課 | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| みどり自然課   | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 保健薬務課    | 平成20年8月19日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 産業政策課    | 平成20年8月20日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 商業経済交流課  | 平成20年8月20日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 観光振興課    | 平成20年8月20日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 工業振興課    | 平成20年8月20日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 雇用労政課    | 平成20年8月20日 | 田澤委員  | 安孫子委員 |
| 農政企画課    | 平成20年8月20日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 経営安定対策課  | 平成20年8月20日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 生産技術課    | 平成20年8月20日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 工口農業推進課  | 平成20年8月20日 | 吉田委員  | 濱田委員  |
| 農村計画課    | 平成20年8月20日 | 吉田委員  | 濱田委員  |

|                   |              |      |       |
|-------------------|--------------|------|-------|
| ス ポ ー ツ 保 健 課     | 平成20年 8 月25日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 高 校 教 育 課         | 平成20年 8 月25日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 森 林 課             | 平成20年 8 月25日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 教 育 庁 総 務 課       | 平成20年 8 月25日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 教 育 や ま が た 振 興 課 | 平成20年 8 月25日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 義 務 教 育 課         | 平成20年 8 月25日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 福 利 課             | 平成20年 8 月26日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 出 納 局             | 平成20年 8 月26日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 労 働 委 員 会 事 務 局   | 平成20年 8 月26日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 文 化 遺 産 課         | 平成20年 8 月26日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 警 察 本 部           | 平成20年 8 月26日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 学 術 振 興 課         | 平成20年 8 月26日 | 吉田委員 | 濱田委員  |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 村山総合支庁建設部

(ア) 物件購入契約に不適切なものがある。

(イ) 建設工事において、変更契約（工期延長）の手続きが不適切なものがある。

(ウ) 長期継続契約において、契約書の記載事項が不十分なものがある。

#### イ 庄内総合支庁産業経済部

(ア) 建設工事において、変更契約（増加工事）の手続きが不適切なものがある。

#### ウ 庄内総合支庁建設部

(ア) 建設工事において、変更契約（工法変更）の手続きが不適切なものがある。

(イ) 建設工事において、変更契約（増加工事）の手続きが不適切なものがある。

#### エ 最上総合支庁産業経済部

(ア) 補助金の実績報告の提出及び額の確定が著しく遅延しているものがある。

(イ) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

#### オ 健康福祉企画課

(ア) 委託契約の締結時期が不適切なものがある。

#### カ 児童家庭課

(ア) 寄附金の収入・調定手続きが著しく遅延しているものがある。

#### キ 教育やまがた振興課

(ア) 前年度会計の監査における指摘事項が改善されていないものがある。

#### ク 文化遺産課

(ア) 補助金の支払いが著しく遅延しているものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

ア 収入

- (ア) 行政財産目的外使用許可に係る調定手続きが遅延しているものがある。(県民文化課)
- (イ) 県証紙消印の時期が遅延しているものがある。(長寿社会課)
- (ウ) 普通財産貸付料の納入通知が遅延しているものがある。(工業振興課)
- (エ) 受託事業収入に係る調定手続きが遅延しているものがある。(スポーツ保健課)

イ 支出

- (ア) 赴任旅費の支給が遅延しているものがある。(児童家庭課、最上総合支庁保健福祉環境部、庄内総合支庁総務企画部、庄内総合支庁産業経済部、庄内総合支庁建設部)
- (イ) 旅費の支給が遅延しているものがある。(最上総合支庁保健福祉環境部)
- (ウ) 旅費執行状況一覧表の確認がなされていないものがある。(環境企画課)
- (エ) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。(庄内総合支庁産業経済部)
- (オ) 期末手当・勤勉手当の支給額を誤っているものがある。(財政課、建築住宅課)

ウ 契約

- (ア) 委託事業に係る委託料精算の確認が不十分なものがある。(みどり自然課、長寿社会課、児童家庭課、保健業務課、産業政策課)
- (イ) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証手続きが取られていないものがある。(庄内総合支庁建設部)
- (ウ) 建設工事の変更契約において、主管課との協議を行っていないものがある。(村山総合支庁建設部)

エ 債権

- (ア) 未収金について滞納整理票による管理がなされていないものがある。(庄内総合支庁建設部)

オ 補助金

- (ア) 補助事業に係る実績報告の確認が不十分なものがある。(職員厚生課、総合防災課、県民文化課、学術振興課、長寿社会課、児童家庭課、保健業務課、産業政策課)
- (イ) 補助金の交付事務が遅延しているものがある。(障がい福祉課、観光振興課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事、山形県病院事業管理者及び山形県教育委員会委員長から、平成20年8月8日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成20年9月30日

山形県監査委員 田 澤 伸 一  
 山形県監査委員 吉 田 明  
 山形県監査委員 安 孫 子 昂 也  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査対象機関    | 指 摘 事 項                      | 措 置 の 内 容                                                              |
|-----------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 置賜総合支庁建設部 | 建設工事において、変更契約の手続きが不適切なものがある。 | 今後、契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、工事施工管理の複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 中央病院      | 委託契約において、債務の履行確認が不適切なものがある。  | 今後、委託契約の事務処理においては、適正な手続きが行われるよう複数職員での確認を徹底してまいります。                     |
| 置賜教育事務所   | 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。      | 事業の計画的推進に努めるとともに、総務課と事業課（指導課、社会教育課）との連携を密にし、速やかな旅費支給を図ってまいります。         |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形警察署外非常用自家発電装置保守点検業務委託業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年9月30日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成20年10月20日（月）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形警察署外非常用自家発電装置保守点検業務委託 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び委託仕様書のとおり
- (3) 履行期限 平成21年3月16日
- (4) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 2の(1)の役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の役務を履行した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部会計課 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成20年10月9日（木）午後4時までに山形県警察本部警務部会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。